

オリентビルグループ 殿

ORIENT BLD 客付け(リーシングアグリーメント)

認証 SHOP 規定覚書

- ① 取引(申込み等)
これから長期に渡りお取引を行なうにあたり、虚偽の申込み等をしない事を厳守して下さい。
- ② 認証する業者様
当社がお客様付け業者として認証した業者様は当社の紹介 SHOP シールと、当社のホームページにおいて推奨業者様として掲載いたします。
- ③ 認証業者の説明
お客様に対して重要事項説明の確実な理解をして頂く事、ビル設備及び水道光熱費等の説明を確実に行なう事。
誤解等を招いたらお客様に納得して頂く努力をして下さい。
- ④ 取引停止について
お客様に対し度々ご迷惑をかける等の行為を行なった場合には、やむをえずお取引を停止させて頂く事もあります。

上記を順守し、末長いお取引を致します。

平成 年 月 日

リーシング(客付)業者様

住 所:

会社名: